毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○地方自治法による包括外部監査契約の締結……（総務部総務課）　63
○包括外部監査契約の締結に係る相手方の資格証書……（総務部総務課）　63
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……（防災消防課）　63
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活振興課）　64
○北海道立社会福祉総合センターの使用料の徴収事務の委託……（地域福祉課）　65
○大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）の届出……（地域産業課）　65
○大規模小売店舗立地法第６条第５項（廃止）の届出……（地域産業課）　66
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（農政課）　67
○北海道立産業共進会場の使用料の徴収事務の委託……（農政課）　67
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……（土地改良指導課）　67
○土地改良区の合併（２件）……（土地改良指導課）　67
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　67
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　68
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　70
○道路の区域の変更……（道路整備課）　70
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　71
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（物品管理課）　71

公　　表

○公印の作成及び廃止……（法制文書課）　72

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　72

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正……　72

道旭川方面公安委員会告示

○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部改正……　73

道警察本部公告

○平成15年度北海道警察官採用試験実施……　74

道内水面漁場管理委員会指示

○いとうの採捕の禁止……　76

告　　示

北海道告示第590号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　契約の相手方の氏名及び住所

(1)　氏　名　　簾本　道男

(2)　住　所　　札幌市豊平区西岡１条９丁目２番３号

２　契約の期間の始期

平成15年４月１日

３　監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

４　監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

北海道告示第591号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第２項の規定により、道が包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面は、平成15年４月８日から５月８日まで北海道総務部総務課に備え置いて閲覧に供する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第592号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　講習の実施地及び実施年月日

(1)　第１回

4月23日～6月30日は「ふるさとにみどりをよみがえらそう運動」の特別推進期間です。

支庁	開催地	講習日
石狩	札幌市	平成15年５月27日から29日まで並びに８月28日及び29日
	北広島市	同　６月５日
渡島	函館市	同　５月28日及び29日
檜山	江差町	同　７月31日
後志	小樽市	同　６月10日及び11日
	倶知安町	同　７月４日
空知	岩見沢市	同　６月12日及び13日
上川	旭川市	同　６月17日及び18日
	名寄市	同　７月９日
留萌	留萌市	同　７月11日
宗谷	稚内市	同　７月24日
網走	網走市	同　８月６日
	北見市	同　７月10日及び11日
	紋別市	同　８月21日
胆振	室蘭市	同　７月23日から25日まで
	苫小牧市	同　６月25日から27日まで
日高	浦河町	同　７月１日
十勝	帯広市	同　７月29日及び30日
釧路	釧路市	同　６月19日及び20日
根室	根室市	同　７月15日
	中標津町	同　７月17日

(2)　第２回

支庁	開催地	講習日
石狩	札幌市	平成15年10月２日及び12月９日
	千歳市	同　11月20日
渡島	函館市	同　11月18日
後志	小樽市	同　11月26日
	岩内町	同　10月22日
空知	岩見沢市	同　10月10日
	滝川市	同　11月５日
上川	旭川市	同　11月28日
網走	北見市	同　11月６日
胆振	室蘭市	同　12月３日及び４日
	苫小牧市	同　10月30日及び31日
十勝	帯広市	同　11月12日
釧路	釧路市	同　10月17日

2　講習対象者

危険物取扱者免状の交付を受けて、消防法第11条第１項の許可に係る危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において危険物の取扱作業に従事している者

なお、危険物施設において危険物の取扱作業に従事していない者であっても、危険物取扱者免状の交付を受けた者であれば、受講して差し支えない。

3　講習の種別

(1)　給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(2)　石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第２条第６号に規定する特定事業所における危険物施設（(1)に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

(3)　(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

4　講習科目及び講習時間

(1)　危険物関係法令に関する事項　１時間

(2)　危険物の火災予防に関する事項　２時間

5　受講手数料

4,700円（北海道収入証紙によること。）

6　受講申請書の受付期間

平成15年４月１日から各講習実施日の10日前まで

7　受講申請書の提出先

郵便番号 060－0005　札幌市中央区北５条西６丁目　札幌センタービル12階

社団法人北海道危険物安全協会連合会（電話番号 011－205－5088）

8　その他

受講申請書用紙は、北海道総務部総合防災対策室防災消防課、各支庁地域政策部地域政策課及び各消防本部（署）で配布する。

北海道告示第593号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（ライフヘルプちとせにあっては目的に関する変更、特定非営利活動に係わる事業に関する変更及び会議に関する変更、北海道日中青少年交流協会にあっては名称に関する変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1	(1) 申請のあった年月日	平成15年３月14日
	(2) 特定非営利活動法人の名称	ライフヘルプちとせ
	(3) 代表者の氏名	佐々木みき
	(4) 主たる事務所の所在地	千歳市本町１丁目19番３
	(5) 定款に記載された目的	この法人は、地域住民への家庭生活を営むために必要な支援、若い働き手が社会で安心して活躍できるよう、子育て支援や在宅支援、高齢者の生き甲斐づくりを事業とし、地域の福祉活動に寄与する事を目的とする。
2	(1) 申請のあった年月日	平成15年３月14日
	(2) 特定非営利活動法人の名称	北海道日中青少年交流協会
	(3) 代表者の氏名	船木　良晴
	(4) 主たる事務所の所在地	札幌市中央区南５条西１丁目１－12　ヒカリビル９階
	(5) 定款に記載された目的	この法人は、中華人民共和国の関係機関と連携を図り、北海道と中国の青少年の交流の促進に関する事業や、国際的な視野を高めようとする人々に対する情報の提供や人的交流など相互理解を深めるための事業を行うこと等により、日中両国の友好親善の促進に寄与することを目的とする。

北海道告示第594号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立社会福祉総合センターの平成15年４月１日から平成16年３月31日までの間における使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1	受託者の名称	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
2	所在地	札幌市中央区北２条西７丁目

北海道告示第595号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年８月８日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　届出事項の概要

ア　大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフルエー・ケー大曲店

北広島市大曲工業団地７丁目

イ　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジョイフルエーケー　代表取締役　木村　勇市

札幌市東区北６条東２丁目３番１号

ウ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジョイフルエーケー　代表取締役　木村　勇市

札幌市東区北６条東２丁目３番１号

エ　大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月25日

オ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,937㎡

カ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　　1,260台

(イ)　駐輪場の収容台数　　60台

(ウ)　荷さばき施設の面積　　912㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　　163㎥

キ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前８時　　閉店時刻　午後８時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時30分から午後８時30分まで

(ウ)　駐車場の自動車の出入口の数

入口２箇所　出口２箇所

(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前８時から午後８時まで

⑵　届出年月日
平成15年３月24日

2⑴　届出事項の概要
ア　大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フードＤ虹ヶ丘食品館
北広島市虹ヶ丘６丁目８－８ほか
イ　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社豊月　代表取締役　豊岡登一郎
芦別市南２条東１丁目５番地２
ウ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社豊月　代表取締役　豊岡登一郎
芦別市南２条東１丁目５番地２
エ　大規模小売店舗の新設をする日
平成15年11月27日
オ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,106㎡
カ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
㋐　駐車場の収容台数　156台
㋑　駐輪場の収容台数　30台
㋒　荷さばき施設の面積　154㎡
㋓　廃棄物等の保管施設の容量　25㎥
キ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
㋐　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻　午前８時　閉店時刻　午後９時45分
㋑　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前７時30分から午後10時まで
㋒　駐車場の自動車の出入口の数
入口２箇所　出口２箇所
㋓　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前６時から午後８時まで
⑵　届出年月日
平成15年３月26日

3　届出書等の縦覧
⑴　縦覧場所
北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課
⑵　縦覧期間
平成15年４月８日（火）から８月８日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
⑶　縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで
⑷　その他
縦覧については、北広島市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については北広島市へ問い合わせること。

北海道告示第596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。
平成15年４月８日
北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープさっぽろ広島南店
北広島市白樺町１丁目６－１ほか
⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社光泉インダストリー　代表取締役　城丸　　隆
札幌市中央区南１条東４丁目
⑶　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,788㎡
⑷　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成14年12月20日
⑹　変更する理由
店舗閉鎖のため
2　届出年月日
平成15年３月26日

北海道告示第597号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴ア　落札に係る物品等の名称

ヨーネライザ（90検体／キット）１キット当たり単価

イ　数量　　調達予定数量　2,200キット

⑵ア　落札に係る物品等の名称

ヨーネ菌用培地「共立」（８㎖／瓶ラ20瓶／箱）１箱当たり単価

イ　数量　　調達予定数量　3,900箱

２　落札を決定した日

平成15年３月26日

３　落札者の氏名及び住所

⑴　氏　名　　丸善薬品株式会社

住　所　　北広島市大曲工業団地６丁目２番地13

⑵　氏　名　　丸善薬品株式会社

住　所　　北広島市大曲工業団地６丁目２番地13

４　落札金額

⑴　30,000円

⑵　8,000円

５　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

６　一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第177号

７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道農政部農政課

⑵　所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第598号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立産業共進会場の平成15年４月１日から平成16年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　受託者の名称　　財団法人北海道体育文化協会

２　所　在　地　　札幌市南区真駒内公園１番１号

北海道告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定により、三笠土地改良区が管理するヌッパの沢頭首工に係る管理規程を認可した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

認可した管理規程の概要

ヌッパの沢頭首工の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第600号

北海土地改良区、中村土地改良区、三笠土地改良区、岩見沢土地改良区、南岩見沢土地改良区、栗沢土地改良区及び東栗沢土地改良区の合併により、平成15年４月１日、中村土地改良区、三笠土地改良区、岩見沢土地改良区、南岩見沢土地改良区、栗沢土地改良区及び東栗沢土地改良区は解散した。

北海土地改良区は、合併後存続し、定款を変更した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第601号

江部乙土地改良区及び旭沢土地改良区の合併により、平成15年４月１日、旭沢土地改良区は解散した。

江部乙土地改良区は、合併後存続し、定款を変更した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第602号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年４月９日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

地区名	事業の種類	縦覧場所
起業社	土地改良総合整備［緊急生産調整推進型］（暗きょ、客土）	北海道後志支庁

北長沼第２	土地改良総合整備［一般型］（農業用用排水、農道、区画整理）	北海道空知支庁
有　　明	土地改良総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、客土、暗きょ、区画整理）	北海道留萌支庁

北海道告示第603号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1(1) 保安林予定森林の所在場所　網走市字鱒浦100の６・104の６（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、94の３、94の４、95の１、95の２、104の４、104の５、字駒場96の19、96の20、96の22、113の７、113の８、駒場98の３、99の４、112の３、112の４、113の４、113の６

(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所　上川郡美瑛町字ルベシベ6925の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所　空知郡南富良野町字落合287（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡苫前町字九重716の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所　礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ554地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町字泉141の１・144の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、141の６、142

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所　中川郡池田町字千代田816の１、816の５

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所　川上郡標茶町字塘路48（次の図に示す部分に限る。）、34の５、38の１、38の３、38の４、39、40、44の１、45、49の１、92の１、92の３、93、94、96、105の１、106の１、106の３、107、108の１、108の３

(2) 指定の目的　水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字塘路38の１・39・40・105の１・106の１（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、107

(ｲ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塘路39・40・44の１・45・49の１・92の１・93・94・106の１（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）、92の３、106の３、108の１、108の３

(ｳ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｴ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｵ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　解除予定保安林の所在場所　小樽市朝里川温泉１丁目546の１・546の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(3)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　解除予定保安林の所在場所　常呂郡佐呂間町字仁倉966・字知来15の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、13、14の１
(2)　保安林として指定された目的　風害の防備
(3)　解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)　解除予定保安林の所在場所　標津郡標津町字茶志骨646の１・660の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　風害の防備
(3)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1)　解除予定保安林の所在場所　標津郡標津町字崎無異172の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　霧害の防備
(3)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第605号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　解除予定保安林の所在場所　三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(3)　解除の理由　ダム事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　解除予定保安林の所在場所　斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3)　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　道道
2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所

根室半島線	根室市納沙布92番1地先から 根室市納沙布80番1地先まで	前	17.83ｍから 27.99ｍまで	1,312.83ｍ	——	北海道釧路土木現業所
		後	20.61ｍから 27.99ｍまで	1,312.83ｍ	——	
	根室市納沙布77番地先から 根室市納沙布92番1地先まで	前	19.50ｍから 20.29ｍまで	100.04ｍ	——	
		後	19.50ｍから 29.33ｍまで	100.04ｍ	——	

北海道告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
札幌夕張線	夕張郡栗山町字継立291番地先から 夕張郡栗山町字継立226番地先まで	前	14.50ｍから 21.00ｍまで	540.00ｍ	——	北海道札幌土木現業所
		後	14.50ｍから 21.00ｍまで	540.00ｍ	——	
当別浜益港線	石狩郡当別町字弁華別70番３地先から 石狩郡当別町字弁華別68番４地先まで	前	20.00ｍから 40.00ｍまで	100.00ｍ	——	同
	石狩郡当別町字弁華別1688番地先から 石狩郡当別町字弁華別68番４地先まで	前	19.00ｍから 37.00ｍまで	100.00ｍ	——	
	石狩郡当別町字弁華別70番３地先から 石狩郡当別町字弁華別68番４地先まで	後	20.00ｍから 40.00ｍまで	100.00ｍ	——	
岩見沢石狩線	石狩郡当別町樺戸町527番地先から 石狩郡当別町樺戸町518番地先まで	前	16.00ｍから 24.00ｍまで	290.00ｍ	——	同
		前	16.00ｍから 16.00ｍまで	290.00ｍ	——	
		後	16.00ｍから 24.00ｍまで	290.00ｍ	——	

北海道告示第608号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

１　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　落札に係る物品等の名称
　ア　ＰＰＣ用紙Ａ４再生上質紙１箱当たり単価
　イ　ＰＰＣ用紙Ａ３再生上質紙１枚当たり単価
⑵　数量　　調達予定数量
　ア　ＰＰＣ用紙Ａ４再生上質紙　　25,000箱
　イ　ＰＰＣ用紙Ａ３再生上質紙　3,750,000枚
2　落札を決定した日
　平成15年３月28日
3　落札者の氏名及び住所
⑴　ＰＰＣ用紙Ａ４再生上質紙
　ア　氏　名　　モノラック商事株式会社
　イ　住　所　　札幌市東区北16条東１丁目
⑵　ＰＰＣ用紙Ａ３再生上質紙
　ア　氏　名　　キャノン販売株式会社
　イ　住　所　　東京都港区三田３丁目11番28号
4　落札金額
⑴　ＰＰＣ用紙Ａ４再生上質紙１箱当たり単価　　1,090円
⑵　ＰＰＣ用紙Ａ３再生上質紙１枚当たり単価　　0.93円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成15年北海道告示第212号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　北海道出納局物品管理課
⑵　所在地　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

公　　表

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第８条第２項の規定により、平成15年４月１日、公印の作成及び廃止について次のとおり公印台帳に登録した。

平成15年４月８日

北海道知事　堀　　達　也

1　作成した公印

公印の名称	備置き機関名	用　途	印　　影	寸　　法	使用開始年月日
北海道江別保健所長印	北海道江別保健所石狩支所	一般文書用	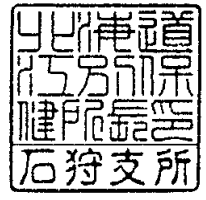	方25ミリメートル	平成15．4．1

2　廃止した公印

公印の名称	備置き機関名	用　途	寸　　法
北海道知事印	北海道江別保健所当別支所	一般文書用	方30ミリメートル
北海道江別保健所長印	北海道江別保健所当別支所	一般文書用	方25ミリメートル

支　庁　告　示

北海道十勝支庁告示第５号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年４月８日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称　　中川郡幕別町字相川348－12、13、14
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名　　中川郡幕別町幸町31番地　七條　充弘
3　開発許可年月日及び番号　　平成15年１月31日　十建指第14－９号指令

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第49号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年４月８日

北海道選挙管理委員会委員長　高　橋　康　之

「市立札幌病院附属静療院	同	平岸４条18丁目１の21	同 」を
「市立札幌病院静療院	同	平岸４条18丁目１の21	同 」に、
「同　社団全人会菊地病院	同	大通北１丁目３	平10．6．9 」を
「同　社団全人会菊地記念病院	同	大通北１丁目３番地	平10．6．9 」に、
「社会福祉法人黒松内つくし園養護老人ホーム慶和園	同	京極町字更進780番地１	同 を
特別養護老人ホーム羊蹄ハイツ	同	倶知安町字峠下113の２	同 」
「社会福祉法人黒松内つくし園養護老人ホーム慶和園	同	京極町字更進780番地１	同
同　黒松内つくし園特別養護老人ホームユニットケア慶和園	同		平15．3.31 に、
特別養護老人ホーム羊蹄ハイツ	同	倶知安町字峠下113の２	57.12．8 」
「北海道リハビリーエイト	同	西の里506番地	57.12．8
北海道リハビリークリナース	同		同 を
「重度身体障害者授産施設リハビリー・エイト	同	西の里507番地１	57.12．8
北海道リハビリークリナース	同	西の里506番地	同 に、
「同　更葉園	河東郡音更町新通９丁目４		57.12．8
同　厚生協会屈足わかふじ園	上川郡新得町屈足旭町１丁目		平12．6.13 を
「同　更葉園身体障害者授産施設おとわ	河東郡音更町東通13丁目３番地		57.12．8
同　更葉園身体障害者重度授産施設せせらぎ	同		平15．3.31 に改める。
同　厚生協会屈足わかふじ園	上川郡新得町屈足旭町１丁目		平12．6.13 」

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第15号

北海道旭川方面公安委員会公印規程（平成12年北海道旭川方面公安委員会告示第20号）の一部を次のように改正し、平成15年４月８日から施行する。

平成15年４月８日

北海道旭川方面公安委員会委員長　吉　田　　裕

別表中

「

北海道旭川方面公安委員会印	てん書	方　10	1　指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印

」を

「

北海道旭川方面公安委員会印	てん書	方　10	1　指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 3　自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印

」に改め、同表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会圧印の項中「及び少年指導委員証の写真ちよう付欄の契印」を「、少年指導委員証の写真ちよう付欄の契印及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印」に改める。

道警察本部公告

平成15年度（第１回）北海道警察官採用試験実施

北海道警察官（巡査）の採用試験を、次のとおり行う。

平成15年４月８日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　採用予定人員

男性Ａ区分　約160人
女性Ａ区分　約 25人
男性Ｂ区分　約 45人
女性Ｂ区分　約 10人

2　職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3　試験区分及び受験資格

⑴　学歴・年齢

区　分	受　験　資　格	
Ａ区分	学　歴	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（平成16年３月卒業見込者を含む。）
	年　齢	昭和48年４月２日から昭和57年４月１日までに生まれた者
Ｂ区分	学　歴	Ａ区分以外の者（学校教育法による高等学校に在学中の者を除く。）
	年　齢	昭和47年10月２日から昭和60年10月１日までに生まれた者

注　Ｂ区分については、平成15年10月の採用に応じられる者とする。

⑵　次の各事項のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできない。

ア　日本国籍を有しない者
イ　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
エ　北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験の方法及び内容

⑴　第１次試験

ア　試験日

平成15年５月18日（日）

イ　試験地

㈠　札幌方面　札幌市、千歳市、岩見沢市、滝川市、小樽市、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、静内町
㈡　函館方面　函館市、八雲町
㈢　旭川方面　旭川市、名寄市、稚内市、留萌市
㈣　釧路方面　釧路市、根室市、帯広市
㈤　北見方面　北見市、網走市、紋別市

注　試験地のうち札幌市については、受験申込みの状況等により試験会場が江別市内となる場合がある。

ウ　試験会場

受験票の発送をもって通知する。

エ　試験内容

次により筆記試験等を行う。

区　分	試験種別	試　験　内　容
Ａ区分	教養試験	警察官として必要な知能及び知識（大学卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	論文試験	主として思考力、表現力等について、論文式による筆記試験を行う。
	適性検査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。
Ｂ区分	教養試験	警察官として必要な知能及び知識（高等学校卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	作文試験	主として文章による表現力等について、作文による筆記試験を行う。
	適性検査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。

注　論文試験及び作文試験の評定並びに適性検査の結果の判定は、第１次試験合格者に対してのみ行う。

⑵　第２次試験

ア　試験時期

平成15年６月下旬から７月中旬の予定である。

イ　試験地

(ｱ)　札幌方面　札幌市

(ｲ)　函館方面　函館市

(ｳ)　旭川方面　旭川市

(ｴ)　釧路方面　釧路市

(ｵ)　北見方面　北見市

(ｶ)　道　　外　首都圏

ウ　試験会場

第１次試験の合格者への通知をもって指定する。

エ　試験内容

次の種目について試験を行う。

試験種目	試　験　内　容
口述試験	警察官に適する人物かどうかについて、個別の面接試験を行う。
健康診断	胸部疾患及び感染症疾患の有無、聴力その他健康状態について、医師による検査を行う。
体力検査	職務遂行上必要な体力を有しているかどうかについて、検査を行う。
身体検査	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次の基準により身体検査を行う。

検査項目	身　体　基　準	
	男　性	女　性
身　長	おおむね160センチメートル以上	おおむね155センチメートル以上
体　重	おおむね47キログラム以上	おおむね45キログラム以上
胸　囲	おおむね78センチメートル以上	――
視　力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上であること又は矯正視力がおおむね1.0以上であること。	
色　覚	正常であること。	
そ の 他	身体に障害その他の異常がないこと。	

5　資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6　合格発表

(1)　時期

ア　第１次試験の合格発表は、平成15年６月上旬の予定である。

イ　第２次試験の合格発表（最終合格者）は、平成15年８月上旬の予定である。

(2)　方法

合格者の受験番号を、北海道警察本部及び北海道警察の各方面本部の掲示板に掲示し、並びに北海道警察ホームページに掲載する（http://www.police.pref.hokkaido.jp/）。

なお、第１次試験合格者には文書で通知し、第２次試験の受験者には全員に合否の結果を文書にて通知する。

7　採用

(1)　Ａ区分

平成16年４月以降の予定である（既に大学等を卒業している者については、平成15年10月に採用する場合もある。）。

(2)　Ｂ区分

平成15年10月の予定である。

8　合格から採用までの経路

(1)　合格者は、北海道警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定する。ただし、Ａ区分の大学等卒業見込者については、平成16年３月31日までに大学等を卒業できなかった場合は採用されない。

(2)　採用された者は、北海道巡査に任命され、北海道警察学校に入校し、初任科生として６か月間（大学等卒業者以外は10か月間）の教育訓練を受けた後、道内の各警察署に配置される。

9　昇進の道

所定の年限を勤務すると、試験により昇進の道が開かれている。

10　給与及び待遇

(1)　給料及び諸手当

給料及び諸手当は、おおむね次のとおり支給される（官公庁又は会社等に勤務した経験がある者は、一定の基準で加算される。ただし、給与改定が行われる場合がある。）。

区分／学歴	採用時の初任給	初年度の期末・勤勉・寒冷地手当	採用時から１年間の総収入	２年目の年間総収入
大学卒	204,000円	約722,000円	約3,785,000円	約4,798,000円
短期大学卒	186,800円	約668,000円	約3,113,000円	約4,483,000円

高等学校卒	171,200円	約618,000円	約2,862,000円	約4,104,000円

上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの条件によって支給される。

⑵　被服の支給

勤務に必要な制服、靴、靴下、ネクタイ、ワイシャツ等の被服が、採用と同時に支給される。

11　受験手続及び受付期間

⑴　受験申込書の請求先

ア　申込書は、北海道警察本部採用センター、北海道警察の各方面本部の警務課又は道内の最寄りの各警察署に請求すること。

イ　郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込書請求」と朱書し、140円切手（１部請求する場合）をはった返信用封筒（角形２号：Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること。ただし、申込書とパンフレットを併せて請求する場合には、270円切手をはること。

⑵　申込先及び申込方法

申込みは、申込書に所定事項を記入した上、受験票には必ず50円切手をはって、次表により第１次試験の受験希望地の区域に応じた申込先に提出すること。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込」と朱書し、配達記録又は簡易書留にすること。

区域別	申込先	
	名称	所在地・連絡先
札幌方面	北海道警察本部採用センター	〒060－8520 札幌市中央区北２条西７丁目 TEL 011－251－0110　内線2657 フリーダイヤル 0120－860314
函館方面	北海道警察函館方面本部警務課	〒040－8511 函館市五稜郭町15番５号 TEL 0138－31－0110　内線2624
旭川方面	北海道警察旭川方面本部警務課	〒078－8511 旭川市１条通25丁目487番地６ TEL 0166－35－0110　内線2623
釧路方面	北海道警察釧路方面本部警務課	〒085－8511 釧路市黒金町10丁目５番地 TEL 0154－25－0110　内線2623
北見方面	北海道警察北見方面本部警務課	〒090－8511 北見市青葉町６番１号 TEL 0157－24－0110　内線2623

⑶　受験票の発送

申込みをした者には、第１次試験の試験会場等を明記した受験票を郵送するので、第１次試験の際は、必ず写真をはって持参すること。

なお、５月13日（火）までに受験票が到着しないときは、申込先と同じ所に問い合わせすること。

⑷　受付期間

申込みの受付期間は、平成15年４月８日（火）から25日（金）までとする。

なお、郵送の場合は、平成15年４月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（４月23日（水）以降に投かんする場合は、「速達・配達記録」又は「速達・簡易書留」にすること。）。

⑸　その他

この試験についての問い合わせは、申込先と同じ所にすること。

道内水面漁場管理委員会指示

15内水指示第１号

南富良野町落合北落合橋より上流の空知川本支流における、いとうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項及び第130条第４項の規定により、次のとおり指示する。ただし、北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）第27条の規定により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

平成15年４月８日

北海道内水面漁場管理委員会会長　竹　田　正　之

1　禁止区域　南富良野町落合北落合橋より上流の空知川本支流の区域
2　禁止期間　平成15年５月１日から31日まで
3　禁止する水産動物　いとう

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社